

業務用高効率給湯パッケージ契約

(選択約款)

東海ガス株式会社

2019 年 10 月 1 日実施

< 目次 >

1. 対象となるお客さま	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 契約の期間	2
7. 使用量の算定	2
8. 料金	2
9. 料金の支払方法	2
10. 名義の変更	2
11. 設置確認について	2
12. 契約の変更または解消	3
13. その他	3
付 則	3
別表第1. 早収料金の算定方法	3
別表第2. 適用する料金表	4

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、4の適用条件を満たすお客さまを対象として、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとの需給契約の内容は、変更後の選択約款に基づくものとし、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) 当社は、ガス小売供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

- (1) 「高効率給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、燃焼させて得た熱を水に伝え温水に換える熱源器で機器熱効率（低位発熱量基準）が100%以上の機器をいいます。
- (2) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけのために建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅を言います。

4. 適用条件

この選択約款は、定格給湯能力300kW以上の高効率給湯機器を専用住宅以外において設置使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望する場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約をされた方が、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過し

でも支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約の期間

契約期間は次の期間といたします。

- ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- ②契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその使用量を算定いたします。

8. 料金

- (1) 当社は、別表第2の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、支払い発生義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

9. 料金の支払方法

料金は、口座振替または払い込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、ガス小売供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払い込みの方法によります。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が、契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 設置確認について

- (1) 当社は、高効率給湯機器に関して、設置および設備の状況を確認させていただく場

合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置場所への立ち入りを承認していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、ガス小売供給約款を適用いたします。

- (2) 高効率給湯機器を取り外した場合等、適用条件を満たさなくなった場合、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、この場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

1 2. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解消することができるものといたします。

1 3. その他

- (1) この選択約款に定めのない事項については、当社のガス小売供給約款によるものといたします。
- (2) この約款に定める事項について当社のガス小売供給約款と異なる定めがある場合は、当該事項についてこの選択約款の規定を適用するものといたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は2019年10月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、2019年9月30日まで業務用高効率給湯パッケージ契約約款（以下「旧選択約款」と言います。）の適用があり、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が発生する料金について、その料金算定期間の開始日が2019年9月30日以前のものについては、旧選択約款により算定いたします。

別表第1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金またはガス小売供給約款第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（小数点以下の端数は切り捨て。）。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

別表第2. 適用する料金表

(1) 適用区分

料金表A: 使用量が0立方メートルから22立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B: 使用量が22立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C: 使用量が200立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D: 使用量が1,000立方メートルを超え、2,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E: 使用量が2,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	864.60 円
------------------	----------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	232.13 円
------------	----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第19条の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表B

①基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,166.00 円
------------------	------------

②基準単位料金

1立方メートルにつき	218.43 円
------------	----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第19条の規定により算定した1立方

メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	13,750.00 円
---------------------	-------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	155.51 円
-------------	----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(5) 料金表 D

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	27,500.00 円
---------------------	-------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	141.76 円
-------------	----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(6) 料金表 E

①基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	66,000.00 円
---------------------	-------------

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	122.51 円
-------------	----------

③調整単位料金

②の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款第 19 条の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

2019 年 4 月 实施
2019 年 10 月 改定

